

養殖漁場の改善に関する計画の認定事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、持続的養殖生産確保法（以下「法律」という。）第4条に基づき、漁業協同組合が策定した養殖漁場の改善に関する計画（漁場改善計画。以下「計画」という。）を、知事が認定する場合に必要な事項を定めるものとする。

(計画の名称)

第2 計画の名称は、法律で用いている「漁場改善計画」のほかに、養殖漁場を養殖水産動植物の生産に適した状態に回復又は維持するためのものであれば、「漁場利用計画」等を用いることができる。

(計画内容)

第3 計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 対象となる水域及び養殖水産動植物の種類
- (2) 養殖漁場の維持又は改善の目標
- (3) 養殖漁場の維持又は改善を図るための措置及び実施時期
- (4) 養殖漁場の維持又は改善を図るために必要な施設及び体制の整備
- (5) 養殖漁場調査手法
- (6) 計画を変更する場合の手続き
- (7) その他必要な事項

(認定申請)

第4 法律第4条に規定する計画の認定を受けようとする漁業協同組合は、理事会（宮城県漁業協同組合にあっては支所運営委員会）で当該計画を議決の上、申請書（別記様式1号）に次に掲げる書類を添付して所管する地方振興事務所長を経由の上、知事に提出するものとする。

- (1) 計画書
- (2) 理事会（支所運営委員会）の議事録抄本
- (3) 調査点位置図

(認定)

第5 知事は、第4による申請を受理した場合に、当該申請の内容が別記1の基準以上であると認めるときは、これを認定し、当該申請をした者に対し、別記様式2号によりその旨を通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6 前条の認定の有効期間は、認定時における漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第6条第2項に規定する当該区画漁業権の免許期間内とする。

(報告)

第7 認定を受けた漁業協同組合は、毎年度の調査結果を別記様式3号により、調査年度の翌年度の4月末までに、所管する地方振興事務所長を経由して知事に提出するものとする。ただし、別記2の基準に定める改善等が必要となる事象が認められた場合は、その都度報告するものとする。

(指導)

第8 知事は、必要があると認めるときは、漁業協同組合に対し、養殖漁場の維持・改善方法及び漁場調査方法について指導することができるものとする。

(変更認定申請)

第9 認定を受けた漁業協同組合は、計画の内容を変更しようとするときは、別記様式4号により知事の認定を受けなければならない。

2 知事は前項の申請を受理したときは第5の規定に準じて内容を審査し、相当と認めるときは当該申請をした者に対し、別記様式5号によりその旨を通知するものとする。

(認定の取消し)

第10 知事は、漁業協同組合が計画に従って養殖漁場の維持・改善を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとし、その様式は別記様式6号によるものとする。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、計画の策定及び認定に必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成16年6月4日から施行する。

この要領は、平成23年10月24日から施行する。

この要領は、令和8年3月6日から施行する。

別記 1

認定の要件に関する基準

1 水産動物を対象とする場合

項目	内容
<p>養殖漁場の維持・改善の目標</p>	<p>① 水質については、養殖漁場の溶存酸素量（DO）が5.7mg/Lを上回っていること。</p> <p>② 底質については、養殖施設直下の水底にゴカイ等の多毛類その他これに類する底生生物（肉眼で確認できるものに限る。）の生息が確認できること、又は、硫化物量（TS）の酸素消費速度が最大となる硫化物量を下回っていること。</p> <p>③ 飼育生物については、条件性病原体（ビブリオ菌等）による累積死亡率が増加傾向にないこと。（給餌養殖に限る。）</p>
<p>養殖漁場の維持・改善を図るための措置及び実施時期</p>	<p>① 実施時期に関する定めがあること。</p> <p>② 漁業権漁場当たりの養殖施設数に関する定めがあること。</p> <p>③ 養殖密度に関する定めがあること。</p> <p>④ 養殖施設の適正配置に関する定めがあること。</p> <p>⑤ 飼餌料の適正な使用等に関する定めがあること。（給餌養殖に限る。）</p> <p>⑥ 水産用医薬品の適正な使用に関する定めがあること。（給餌養殖に限る。）</p> <p>⑦ 斃死魚の処理に関する定めがあること。（給餌養殖に限る。）</p> <p>⑧ 魚類の健全種苗の導入に関する定めがあること。（給餌養殖に限る。）</p> <p>⑨ 養殖資材の廃棄処理に関する定めがあること。</p> <p>⑩ 水産用医薬品以外の薬品の使用禁止に関する定めがあること。（給餌養殖に限る。）</p>
<p>養殖漁場の維持・改善を図るために必要な施設及び体制の整備</p>	<p>① 養殖漁場の維持・改善を推進していくために必要な機器に関する定めがあること。養殖漁場の維持・改善を図るため整備する機器としては、DOメーター（DOメーターに相当する器材も含む）、採泥器（潜水等で底質を観察する場合は不用）等とする。</p> <p>② 漁場環境の維持・改善を推進していくための体制の整備に関する定めがあること。</p>
<p>養殖漁場の調査手法</p>	<p>養殖漁場の維持・改善状況を把握するため、計画の名称にかかわらず、次の調査を行う定めがあること。</p> <p>① 養殖漁場内に1点以上の定点を設定し、毎年2回以上水質及び底質の調査を実施する定めがあること。</p> <p>② 養殖種類毎に、毎年最盛期において、養殖施設数及び養殖施設の配置状況について調査を実施する定めがあること。</p> <p>③ 漁協が養殖業者ごとの飼餌料種類別全購入量を把握する定めがあること。（給餌養殖に限る。）</p> <p>④ 漁協が病害発生状況を把握するとともに、自ら病害の発生状況調査を実施する定めがあること。</p> <p>⑤ 貝毒及びノロウイルス検査を定期的実施し、検査結果により出荷自粛を行うなどの定めがあること。（貝類養殖に限る。）</p>

2 水産植物を対象とする場合

項目	内容
養殖漁場の維持・改善の目標	疾病による被害が増加傾向にないこと。
養殖漁場の維持・改善を図るための措置及び実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ① 実施時期に関する定めがあること。 ② 漁業権漁場面積当たりの養殖施設数に関する定めがあること。 ③ 養殖密度に関する定めがあること。 ④ 養殖施設の適正配置に関する定めがあること。 ⑤ 病害が発生した場合の網等の処理に関する定めがあること。 ⑥ 養殖資材の廃棄処理に関する定めがあること。
養殖漁場の維持・改善を図るために必要な施設及び体制の整備	漁場環境の維持・改善を推進していくための体制の整備に関する定めがあること。
養殖漁場の調査手法	<p>養殖漁場の維持・改善状況を把握するため、計画の名称にかかわらず、以下の調査を行う定めがあること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 養殖種類毎に、毎年最盛期において、養殖施設数及び養殖施設の配置状況について調査を実施する定めがあること。 ② 漁協が病害発生状況を把握するとともに、自ら病害の発生状況調査を実施する定めがあること。 ③ ノリの活性処理剤の適正使用に関する定めがあること。(ノリ養殖に限る。)

別記2

状態が著しく悪化している養殖漁場の基準

項目	基準
水質	成層期末期の小潮の最干潮時の観測（給餌養殖は給餌前）において、生け簀等の養殖施設内の水中における溶存酸素量が 3.6 mg/L を下回っていること。
底質	養殖施設直下の水底に半年以上ゴカイ等の多毛類その他これに類する底生生物（肉眼で確認できるものに限る。）が生息していないこと。又は、成層期末期の小潮の最干潮時の観測において、養殖施設直下の水底の硫化物量が、 2.5 mg/g 乾泥を上回っていること。

別紙

調査結果報告様式

1 養殖漁場環境調査（調査名は計画にある名称を記載すること。）

（1）調査結果

目標	調査結果	評価（良好、改善必要）

※ 調査結果には、調査地点、測定水深を明記すること。

（2）改善策（評価で改善が必要となった場合。）

2 漁場利用状況調査

（1）養殖施設統数調査（調査名は計画にある名称を記載すること。）

① 調査結果

計画	調査結果	評価（良好、改善必要）

② 改善策（評価で改善が必要となった場合。）

（2）養殖施設の適正配置調査

① 調査結果

計画	調査結果	評価（良好、改善必要）

② 改善策（評価で改善が必要となった場合。）

別記様式1号

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
名称及び代表者

〇〇漁業協同組合〇〇計画認定申請について

持続的養殖生産確保法第4条第1項の規定により認定を受けたいので、下記の書面を添えて申請します。

記

- 1 計画書
- 2 理事会（支所運営委員会）の議事録抄本
- 3 調査点位置図

別記様式2号

宮城県(〇〇)指令第 号

受 令 者 名

令和 年 月 日付け第 号で認定申請のあった計画については、持続的養殖生産確保法
第4条第3項の規定により、認定します。

令和 年 月 日

宮城県知事

別記様式3号

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
名称及び代表者

〇〇漁業協同組合〇〇計画に係る調査結果の報告について

令和 年度の養殖漁場の調査結果について、「持続的養殖生産確保法に基づく養殖漁場の改善に関する計画の認定要領」第7の規定により別紙のとおり報告します。

別記様式4号

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
名称及び代表者

〇〇漁業協同組合〇〇計画変更認定申請について

持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第5条第1項の規定による変更の認定を受けたいので、下記の書面を添えて申請します。

記

- 1 計画書
- 2 理事会（支所運営委員会）の議事録抄本

別記様式5号

宮城県(〇〇)指令第 号

受 令 者 名

令和 年 月 日付けで認定申請のあった計画の変更については、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第5条第3項の規定により、認定します。

令和 年 月 日

宮城県知事

別記様式6号

宮城県(〇〇)指令第 号

受 令 者 名

令和 年 月 日付で認定した計画については、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第5条第2項の規定により、認定を取り消したので通知します。

令和 年 月 日

宮城県知事